

意見公募要領

1 意見公募対象

- (1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案
- (2) 昭和 44 年郵政省告示第 503 号（航空機局が送り及び受けることができなければならない電波を定める等の件）の一部を改正する告示案
- (3) 平成 7 年郵政省告示第 559 号（航空移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める等の件）の一部を改正する告示案
- (4) 平成 15 年総務省告示第 153 号（航空機用救命無線機の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案
- (5) 平成 17 年総務省告示第 1094 号（航空機に施設する無線設備の機器の型式検定合格の条件等を定める件）の一部を改正する告示案
- (6) 平成 18 年総務省告示第 57 号（船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件）の一部を改正する告示案
- (7) 平成 19 年総務省告示第 508 号（無線設備規則別表第 2 号第 4 の規定に基づき、総務大臣が定める無線設備を定める件）の一部を改正する告示案
- (8) 平成 23 年総務省告示第 279 号（登録検査等事業者等規則第 20 条及び別表第 7 号第 3 の 3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する告示案
- (9) 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

(1) 90GHz 帯滑走路路面異物検知レーダーの導入

近年、光ファイバー技術とミリ波帯におけるイメージング技術を組み合わせた 90GHz 帯滑走路路面異物検知レーダーが開発されたことで、空港滑走路面に落下している微小な FOD を高精度かつ短時間に検知することが可能となりました。このため、90GHz 帯滑走路路面異物検知レーダーシステムの導入を目的として、省令改正案等を作成しました。

(2) 航空機用救命無線機（ELT）の次世代規格への対応

国際民間航空機関（ICAO）において、令和 7 年（2025）年 1 月 1 日以降総重量 27 トン以上の新造航空機には航空機用救命無線機（ELT：Emergency Locator Transmitter）の新たな規格である ELT-DT（Distress Tracking：遭難追跡）の装備が義務となりました。これを受け、我が国でも新規格 ELT 機器を導入するため、省令改正案等を作成しました。

(3) 電気を動力源とする航空機（空飛ぶクルマ）の導入への対応

近年、無人航空機に用いられるマルチローターや蓄電池等の高性能化に伴い、電気を動力源とする航空機（空飛ぶクルマ）を導入する取組が進められています。

航空機局の蓄電池については、航空機の航行中に充電することができるものでなければならない規定となっていますが、電気を動力源とする航空機（空飛ぶクルマ）は、航行に必要な動力及び無線通信に必要な電力を航行前に地上で蓄電池に充電するため、航行中に充電する機能を有する規定を適用することは不合理と考えられます。このため、空飛ぶクルマの導入に向けて、当該規定を除外する省令改正案を作成しました。

以上の案件等の改正案に対して意見を募集するものです。

3 資料入手方法

意見公募対象については、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ウェブサイト (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載します。また、連絡先窓口において閲覧に供するとともに配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

以下（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

以下（2）、（3）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから提出してください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）の方法により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： aviation_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 宛て

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入ります

すが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力御利用いただきますよう、お願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB です。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和6年6月28日(金)から同年7月29日(月)まで(必着)

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ウェブサイトに掲載するほか、連絡先窓口にて閲覧に供するとともに配布します。
- ・記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希

望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

7 連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課

担 当：和田課長補佐、奥井航空係長

電 話：03-5253-5902

電子メールアドレス：aviation_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局電波部
基幹・衛星移動通信課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見